

## 建設コンサルタント業務等における低入札価格調査基準について

建設コンサルタント業務等における低入札価格調査基準について一部改正しましたので、お知らせします。

なお、平成29年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用します。

### 【問い合わせ先】

防衛省 整備計画局 施設計画課  
契約制度企画室 施設契約審査係  
03-3268-3111、03-5366-3111  
(内) 36448、36449

## 建設コンサルタント業務における低入札価格調査基準

次に掲げる業務区分ごとに、予定価格算出の基礎となる各費目の表の①から④までに掲げる額の合計額とします。

改正前

業種区分	②	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額	—
建築関係コンサルタント業務 ※1	直接人件費の額	特別経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係コンサルタント業務 ※2	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
地質（土質）調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額	解析費等調査業務の額に10分の8を乗じて得た額

表

※1 「建築関係コンサルタント業務」は、建築工事、設備工事及び通信工事に係る設計業務並びに建築工事、設備工事及び通信工事に係る工事監理業務とする。

※2 「土木関係コンサルタント業務」は、防衛施設整備監理業務、防衛施設技術審査業務、積算等技術支援業務並びに土木工事に係る設計業務及び工事監理業務とする。



改正後

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係コンサルタント業務 ※1	直接人件費の額	特別経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係コンサルタント業務 ※2	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質（土質）調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額	解析費等調査業務の額に10分の8を乗じて得た額

表

※1 「建築関係コンサルタント業務」は、建築工事、設備工事及び通信工事に係る設計業務並びに建築工事、設備工事及び通信工事に係る工事監理業務とする。

※2 「土木関係コンサルタント業務」は、防衛施設整備監理業務、防衛施設技術審査業務、積算等技術支援業務並びに土木工事に係る設計業務及び工事監理業務とする。

ただし、地質（土質）調査業務以外に係る業務については、低入札価格調査基準の範囲は、予定価格の $6/10 \sim 8/10$ の間とするので、合計額に $100$ 分の $108$ を乗じた額が予定価格の $6/10$ に満たない場合は $6/10$ とし、 $8/10$ を超える場合は予定価格の $8/10$ となります。また、地質（土質）調査業務に係る契約については、低入札価格調査基準の範囲は $2/3 \sim 8.5/10$ の間とするので、合計額に $100$ 分の $108$ を乗じた額が予定価格の $2/3$ に満たない場合は $2/3$ とし、 $8.5/10$ を超える場合は予定価格の $8.5/10$ となります。